

介護老人保健施設ぼたん園 短期入所療養介護サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人博光会が開設する介護老人保健施設ぼたん園（以下「当施設」という。）が実施する短期入所療養介護サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定されたご利用者（以下単に「ご利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、ご利用者の療養生活の質向上及びご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、ご利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、自立した日常生活を営むことができるよう 在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、ご利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則としてご利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、ご利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、ご利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともにご利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 ぼたん園
- (2) 開設年月日 平成6年4月19日
- (3) 所在地 熊本県熊本市南区御幸笛田6丁目8番地1号
- (4) 電話番号 096-370-1222 FAX番号096-370-1123
- (5) 管理者名 橋口 玲子

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4350180107号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人
(2) 医師	1人以上
(3) 薬剤師	1人以上
(4) 看護職員	10人以上
(5) 介護支援専門員	1人以上
(6) 介護職員	24人以上
(7) 支援相談員	1人以上
(8) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5人以上
(9) 管理栄養士	2人以上
(10) 事務員	1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、ご利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、ご利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、ご利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護支援専門員は、利用希望者についての調査等を行うとともに、ご利用者の施設サービス計画の原案をたてる。
- (6) 介護職員は、ご利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (7) 支援相談員は、ご利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかる。また、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続き等の援助を行う。
- (8) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施及び評価を行う。
- (9) 管理栄養士及び栄養士は、ご利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、栄養食事相談を行う。
- (10) 事務員は、介護報酬請求業務や施設管理等、事務業務全般を行う。

(入所定員)

第7条 短期入所療養介護の利用定員数は、ご利用者が申し込みをしている当該日の介護老人保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護サービスの内容)

第8条 短期入所療養介護サービスは、ご利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護サービス計画に基づいて、ご利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護、介護、リハビリテーショ

ン並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(ご利用者負担の額)

第 9 条 ご利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 利用者負担額は介護報酬告示上の額とし、法定代理受領の場合は介護報酬告示上の額の 1 割または 2 割または 3 割とする（負担割合証記載の割合）。法定代理受領分以外は介護報酬額と同額とする。
- (2) 前項に定める以外の利用料として、別に定めるばたん園料金表により支払いを受ける。
- (3) 前項の利用料を徴収する場合は、利用者等に十分に説明を行い、同意を得るものとする。
- (4) 食費及び居住費においては、介護保険限度額認定証が交付されている場合は、それに記載された額とする。

(身体の拘束等)

第 10 条 当施設は、原則としてご利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、医師等がその様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由をケース記録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) すべての従業者に対し、身体的拘束等の適正化のため研修を定期的に実施する。

(褥瘡対策等)

第 11 条 当施設は、ご利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づきご利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。面会者は、面会時間（8：30～20：30）を遵守し、必ずその都度面会簿に記入しなければならない。外・外泊は、事前に職員まで申し出、管理者（施設長）の許可を得なければならない。外泊時等の施設外での受診は、原則として禁止とする。但し当施設の医師が必要と判断した場合は、これに及ばず。
- (2) 火気の取扱いに注意し、喫煙してはならない。
- (3) 故意に施設の設備器具を損壊し、許可なく施設の物品を持ち出してはならない。

- (4) 金銭・貴重品は、自己の責任にて管理しなければならない。
- (5) 利用中の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は行ってはならない。
- (6) 他ご利用者への迷惑行為は禁止する。
- (7) 療養室内において無断で自炊し、または飲酒してはならない。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②ご利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
 - ④防災（洪水時）訓練……………年 1 回以上
 - ⑤その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 2 施設は、ご利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 14 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、ご利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

- 第 15 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 16 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 17 条 職員の就業に関する事項は、医療法人博光会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 18 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理・感染対策等)

第 19 条 ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。また、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催する。また、研修・訓練を定期的に実施し、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行い、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

（2）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

（3）すべての職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するものとする。

3 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならぬ。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(掲示)

第 21 条 当施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規定の概要、協力医療機関、利用料そのたのサービスに資すると認められる重要な事項を掲示するものとする

2 当施設は、上記内容等をホームページで公表するものとする

(協力医療機関)

第 22 条 当施設は、診療または入院治療を必要とするご利用者のために、あらかじめ協力医

療機関を定めておくこととする。この協力医療機関は第二種協定指定医療機関であることが望ましい。

- 2 当施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくように努める。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 当施設職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得たご利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとするなどして法令遵守に努める。但し、次の各号についての情報提供については、ご利用者及び身元保証人から予め同意を得た上で行うこととする。

- 2 当施設は、下記の事項において情報提供等を行う

- (1) 介護保健サービスの利用のための市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供。
- (2) 適切な療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- (3) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合はご利用者個人を特定できないようにすることを厳守する。

(通常の送迎実施地域)

第 24 条 通常の送迎の実施地域を以下の通りとする。

- (1) 熊本市南区
- (2) 熊本市東区
- (3) 熊本市中央区
- (4) 上益城郡嘉島町

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 介護老人保健施設に関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人博光会と施設管理者との協議に基づいて別途定める。

<制定・改訂歴表>

版数	制定又は改定日	制 定 ・ 改 定 理 由 (改訂箇所は旧版と比較)
1	2000年 4月 1日	制定
2	2000年 11月 1日	身体拘束に関しての内容を変更
3	2001年 11月 1日	防火管理者を変更
4	2002年 11月 1日	安全管理に関しての内容を変更
5	2003年 4月 1日	介護保険制度改正により、サービス内容の一部を変更
6	2003年 8月 16日	リハビリ人員の変更により、リハビリテーション強化加算関係を削除
7	2004年 6月 1日	リハビリ人員の補充により、リハビリテーション強化加算関係を記載
8	2005年10月 1日	介護保険制度改正により、ご利用者負担部分を変更、また、個人情報保護法に関する部分に一部追記を行いました
9	2005年12月 1日	食費について、日額から一食当たりの金額に変更
10	2006年 4月 1日	介護保険制度改正により、サービス内容、職務内容、褥瘡、感染症、安全管理に関する項目を変更する。また、管理者名、従業員数についても変更する。
11	2006年12月 18日	管理者名、従業員数及び褥瘡、感染症、安全管理に関する項目を変更する。 <制定・改訂歴表>について改定理由を追記した。
12	2009年 4月 1日	第5条、第9条の表現を変更することで、人員変更による書類提出の事務作業を軽減するために行いました。
13	2015年 5月 1日	管理者を山下亮一に変更
14	2016年 7月 1日	介護保険制度改正により平成27年8月1日よりご利用者負担の額について負担割合証の割合によるものとした内容について記載。
15	2019年 4月 1日	管理者を橋口玲子に変更
16	2022年 4月 1日	介護保険制度改正により、ハラスメントに関する項目を変更、その他各項目の表現の変更を行った。
17	2024年 4月 1日	介護保険制度改正により、身体拘束や衛生管理、非常災害対策等に関する項目を追加と内容の変更。